

東伊豆第322号  
令和6年8月27日

各 位

東伊豆町長 岩井 茂樹

## 入湯税引上等について（お知らせ）

日頃は、税務行政にご協力いただきましてありがとうございます。

現在、国内観光地の地域間競争がますます激しくなっている状況の中、当町が、観光客の満足がいく、綺麗で快適な魅力ある観光地として勝ち残っていくには、施設整備を含めた観光振興や施設の維持管理等が今後さらに重要となります。そのため、安定的な観光財源の確保が課題となることから、観光財源に関する検討会を昨年8月に発足させ、今年の3月まで6回にわたり開催し、入湯税の税率を150円引上げ、300円とするなどの方針案を決定しました。

先般、その方針案に基づき、税賦課徴収条例及び入湯税取扱規程の一部を改正いたしました。つきましては、下記のとおりの改正内容となりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 入湯税の税率及び期間（変更）

令和7年2月28日まで1人1日150円

↓

令和7年3月1日より1人1日（1泊）300円

上記税率の期間は令和7年3月1日から令和17年2月28日までの10年間となります。

### 2. 入湯税の一部課税免除について（追加）

7日（6泊）以上継続して滞在する入湯客（宿泊者又は団体等）については、申請したものに限り入湯税の一部を免除し、1日（1泊）目より1人1日150円となります。

※別紙、様式第3号で申請をお願いいたします。